

藤沢市テニス協会入会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤沢市テニス協会（以下、「本協会」という。）会則第21条に基づき、入会しようとする者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規入会)

第2条 本協会に新たに入会しようとする者は、次の各号の書類を提出し、本協会理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 新規加盟登録申請書
- (2) 会員名簿（クラブ及びスクールは除く。）
- (3) 規約又は会則（サークルに限る。）
- (4) その他、本協会が必要とするもの。

(入会承認基準)

第3条 本協会への入会を承認する基準は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 本協会加盟団体（加盟後3年以上を経過した団体に限る）の二つ以上の団体の代表者からの推薦があること
- (2) 総会及び理事会には必ず出席することを承諾すること
- (3) 本協会主催大会に、1回以上役員協力者として参加することを承諾すること
- (4) 本協会が主催する事業に少なくとも二つ以上の事業に参加することを承諾すること

2 前項第2号から第4号の規定については、藤沢市テニス協会会則第22条の規定に基づく登録を更新するときにおいても適用する。

附 則

この規程は、平成22年9月4日から施行する。

平成24年11月11日一部改正

令和3年3月14日一部改正

令和4年3月21日一部改正